



議会報

# ならは



8年ぶりの大瀧神社の浜下り神事（4月8日）

## ■ 平成30年3月定例会 会期3／6(火)～9(金)

- ▶ 平成30年3月定例会……………2～5ページ
- ▶ 臨時議会……………6～7ページ
- ▶ 全員協議会……………7ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………8～15ページ
- ▶ 委員会のうごき……………16～18ページ
- ▶ 議会の足跡……………19ページ

平成30年  
第180号  
6月5日  
発行

# 平成30年3月

## 檜葉町平成30年度一般会計当初

平成30年第3回3月定例会は、3月6日から9日までの4日間の会期で行われました。  
提案された条例制定2件、改正15件、指定管理者の指定5件、指定期間の変更1件、平成29年度補正予算6件、平成30年度予算6件、工事請負契約変更4件、備品購入契約締結1件、建物の取得変更1件の計41件について、慎重に審議された結果、原案どおり可決されました。

### 平成30年度当初予算

#### 一 般 会 計

##### 《予算総額》

99億6,550万円  
(前年比:43億7,330万円(30.5%)の減)

##### 《歳入のうち自主財源：町税等》

47億1,292万5千円(全体の47.3%)  
(前年比:10億1,926万8千円(17.8%)の減)

##### 《歳入のうち依存財源：国県支出金等》

52億5,257万5千円(全体の52.7%)  
(前年比:33億5,403万2千円(39.0%)の減)

##### ◆主な事業

社会資本整備総合交付金事業(復興)(木屋・小六郎線自由通路整備負担金等)/8億6,460万円、総合グラウンド整備事業/6億5,919万円、営農再開支援事業/2億5,481万円、Jヴィレッジ周辺整備事業/2億3,117万円

【賛成全員：可決】



新駅が設置されるJヴィレッジ

#### 国民健康保険特別会計

《予算総額》15億4,962万6千円

《前年比》3億0,917万4千円の減

##### ◆主な事業

一般被保険者療養給付費  
/11億3,560万円  
【賛成全員：可決】

#### 下水道事業特別会計

《予算総額》4億6,927万9千円

《前年比》4,050万1千円の減

##### ◆主な事業

下水道事業債償還金/1億8,551万円  
【賛成全員：可決】

#### 住宅用地造成事業特別会計

《予算総額》1億3,365万3千円

《前年比》7億0,081万7千円の減

##### ◆主な事業

住宅用地敷地造成工事/6,706万円  
【賛成全員：可決】

#### 介護保険特別会計

《予算総額》9億1,034万4千円

《前年比》2,508万5千円の減

##### ◆主な事業

施設介護サービス保険給付費  
/3億7,120万円  
【賛成全員：可決】

#### 後期高齢者医療特別会計

《予算総額》3,276万1千円

《前年比》121万1千円の増

##### ◆主な事業

後期高齢者医療広域連合納付金  
/2,878万円  
【賛成全員：可決】

# 榑葉町議会定例会

## 予算を含む、41案件が議決されました

### 条例制定

**平成30年度榑葉町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税等の減免に関する条例の制定**  
被災者の経済的負担の軽減を図るため、平成30年度の国民健康保険税及び介護保険料について、減免措置の規定を整備するため制定。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定**  
居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県より市町村に移譲されたため、指定居宅介護支援に関する基準を定めるため制定。  
【賛成全員：可決】

### 条例改正

**榑葉町公告式条例の特例に関する条例の改正**  
会津美里・いわき出張所の廃止に伴い、条例の公布の特例に関する規定を改正するため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正**  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町長等の給与及び旅費に関する条例の改正**  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、町長等に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正**  
会津美里・いわき出張所の廃止に伴う職務の廃止、等級別基準職務表に新たな職務を追加する必要があるため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町職員の給与に関する条例の改正**  
県人事委員会の給与勧告に基づき、最近の燃料価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、自動車等を使用し通勤する職員に対する通勤手当の支給額を改定するため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**職員の育児休業等に関する条例の改正**  
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業等について、所要の改正が必要であるため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正**  
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行並びに本町における人事評価制度の導入に伴い報告事項等に関する規定を整備するため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町国民健康保険税条例の改正**  
地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律により国民健康保険税の課税額の規定等について、所要の改正を行うため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町国民健康保険条例の改正**  
国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険運営協議会の規定等について、所要の改正を行う必要があるため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町介護保険条例の改正**  
介護保険法の一部改正に伴う所要の改正並びに平成30年度から平成32年度の保険料率を新たに定める必要があるため一部改正。  
【賛成全員：可決】

**榑葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正**  
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い基準等について、所要の改正をする必要があるため一部改正。  
【賛成全員：可決】

## 3月定例会

## 条例改正

## 檜葉町営住宅管理条例の改正

寺脇住宅団地の完成、既存町営住宅の除却に伴い、所要の改正を行う必要があるため一部改正。  
【賛成全員：可決】

## 檜葉町雇用促進住宅条例の改正

雇用促進住宅に係る家賃、駐車場使用料の免除期間を延長する必要があるため一部改正。  
【賛成全員：可決】

## 檜葉町都市公園の設置及び規模に関する技術的基準等を定める条例の改正

都市公園法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要があるため一部改正。  
【賛成全員：可決】

## 檜葉町消防団設置等に関する条例の改正

消防団の団員不足が深刻化していることに鑑み、活動内容を特定した機能別消防団の導入により初期消火の体制強化及び地域防災力の充実を図るため一部改正。  
【賛成全員：可決】



機能別消防団が発足しました

## 平成29年度補正予算

## 一般会計補正予算（第9号）

《補正額》 11億0,141万7千円の減額  
《予算総額》 240億5,808万3千円  
【賛成全員：可決】

## 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

《補正額》 1億4,173万1千円の減額  
《予算総額》 22億3,656万7千円  
【賛成全員：可決】

## 下水道事業特別会計補正予算（第5号）

《補正額》 1,250万3千円の減額  
《予算総額》 5億6,142万円  
【賛成全員：可決】

## 住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）

《補正額》 9,320万7千円の減額  
《予算総額》 9億4,637万2千円  
【賛成全員：可決】

## 介護保険特別会計補正予算（第3号）

《補正額》 2,777万円の減額  
《予算総額》 10億4,969万6千円  
【賛成全員：可決】

## 後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

《補正額》 16万3千円の減額  
《予算総額》 3,210万5千円  
【賛成全員：可決】

## 備品購入契約締結

## 公設商業施設備品購入事業

・ホームセンター棟 ゴンドラ等

◆契約相手 株式会社宮本冷機

◆請負額 3,204万3,600円  
【賛成全員：可決】

## 建物の取得の変更

## 檜葉町買取型災害公営住宅整備事業（寺脇地区）

◆契約相手 積水ハウス株式会社いわき支店

◆変更前 3億7,443万4,920円

◆変更後 3億8,006万6,520円  
(563万1,600円増額)

◆増額理由

県外作業員の宿泊費による増額変更。  
【賛成全員：可決】

## 指定管理者の指定/期間の変更

檜葉町デイサービスセンター  
やまゆり荘の指定管理者の指定

- ◆指定管理者 社会福祉法人  
檜葉町社会福祉協議会
- ◆指定期間 H30. 4. 1～H33. 3.31  
【賛成全員：可決】

天神岬スポーツ公園の  
指定管理者の指定

- ◆指定管理者 一般財団法人  
檜葉町振興公社
- ◆指定期間 H30. 4. 1～H33. 3.31  
【賛成全員：可決】

檜葉町サイクリング  
ターミナルの指定管理者の指定

- ◆指定管理者 一般財団法人  
檜葉町振興公社
- ◆指定期間 H30. 4. 1～H33. 3.31  
【賛成全員：可決】

ならば天神岬温泉しおかぜ荘の  
指定管理者の指定

- ◆指定管理者 一般財団法人  
檜葉町振興公社
- ◆指定期間 H30. 4. 1～H33. 3.31  
【賛成全員：可決】

## 道の駅ならばの指定管理者の指定

- ◆指定管理者 一般財団法人  
檜葉町振興公社
- ◆指定期間 H30. 4. 1～H33. 3.31  
【賛成全員：可決】

笑ふるタウン商業・交流ゾーンの  
指定管理者の指定期間の変更

- ◆指定管理者 一般財団法人ならばみらい
- ・交流施設
- 《変更前》 H30. 4. 1～H33. 3.31
- 《変更後》 H30. 7.21～H33. 3.31
- ・商業施設
- 《変更前》 H30. 4. 1～H33. 3.31
- 《変更後》 H30. 6. 1～H33. 3.31
- ◆変更理由  
事業進捗遅れのため指定期間を変更。  
【賛成全員：可決】

## 工事請負契約変更

## ため池放射性物質対策工事

- ◆契約相手 草野建設株式会社
- ◆変更前 1億6,632万0,000円
- ◆変更後 1億5,392万9,160円  
(1,239万0,840円減額)  
【賛成全員：可決】

## 商業交流ゾーン敷地造成工事

- ◆契約相手 前田・五大特定建設工事  
共同企業体
- ◆変更前 6億3,612万0,000円
- ◆変更後 6億5,497万2,480円  
(1,885万2,480円増額)
- ◆増額理由  
地下湧水対策等による増額変更。  
【賛成全員：可決】

## 館ノ沢橋下部工事

- ◆契約相手 加藤建設株式会社
- ◆変更前 2億1,439万5,120円
- ◆変更後 2億1,025万0,080円  
(414万5,040円減額)  
【賛成全員：可決】

## 館ノ沢橋上部工事

- ◆契約相手 株式会社鴻池組東北支社
- ◆変更前 3億0,024万0,000円
- ◆変更後 3億0,354万2,640円  
(330万2,640円増額)
- ◆増額理由  
敷鉄板設置・運搬等による増額変更。  
【賛成全員：可決】



商業施設は6月下旬開業予定

# 臨時議会

## 平成30年2月臨時議会

会期 平成30年2月15日

### 補正予算

#### 一般会計補正予算（第8号）

◀補正額▶ 2,500万円の増額

◀予算総額▶ 251億5,950万円

##### ◆補正事業

商業交流ゾーン敷地造成工事/2,500万円

【賛成全員：可決】

#### 下水道事業特別会計補正予算(第4号)

◀繰越明許費補正▶

管渠移設事業 1億2,714万6千円追加

【賛成全員：可決】

### 工事請負契約締結

#### 笑ふるタウンならは商業施設等太陽光発電設備設置工事(第1工区)

◆契約相手 堀江工業株式会社

◆請負額 1億1,178万0,000円

【賛成9/反対1：可決】

#### 笑ふるタウンならは商業施設等太陽光発電設備設置工事(調整池)

◆契約相手 植田電機株式会社

◆請負額 1億0,108万8,000円

【賛成全員：可決】

### 工事請負契約変更

#### 館ノ沢橋下部工事

◆契約相手 加藤建設株式会社

◆変更前 2億4,516万0,000円

◆変更後 2億1,439万5,120円

(3,076万4,880円減額)

【賛成全員：可決】

#### 町道権現下・浜街道線道路改築工事

◆契約相手 株式会社五大

◆変更前 5,238万0,000円

◆変更後 5,180万7,600円

(57万2,400円減額)

【賛成全員：可決】

#### 木戸駅前広場整備工事

◆契約相手 株式会社彩輝

◆変更前 7,344万0,000円

◆変更後 7,225万0,920円

(118万9,080円減額)

【賛成全員：可決】

#### 寺脇団地災害公営住宅敷地造成工事

◆契約相手 株式会社橋本組

◆変更前 1億0,044万0,000円

◆変更後 9,646万8,840円

(397万1,160円減額)

【賛成全員：可決】

## 平成30年3月臨時議会

会期 平成30年3月26日

### 条例制定/改正

#### 檜葉町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定

町教育委員会が任用する指導主事の給与に関し、必要な事項を定める必要があるため制定。

【賛成全員：可決】

#### 檜葉町学校職員住宅条例の改正

既存学校職員住宅の除却に伴い、所要の改正を行う必要があるため一部改正。

【賛成全員：可決】

### 工事請負契約変更

#### 檜葉町水稲育苗センター整備事業建設工事

◆契約相手 クボタアグリサービス株式会社

◆変更前 3億3,328万8,000円

◆変更後 3億3,166万8,000円

(162万円減額)

【賛成全員：可決】

### 備品購入契約締結

#### ならは交流館製作家具購入事業

◆契約相手 有限会社エムズファクトリー

◆請負額 1,382万4,000円

【賛成全員：可決】

#### ならは交流館施設備品購入事業

◆契約相手 株式会社国分

◆請負額 1,371万6,000円

【賛成全員：可決】

# 臨時議会

## 平成30年3月臨時議会

### 備品購入契約変更

#### 公設商業施設備品購入事業 (スーパーマーケット棟 冷凍設備等)

- ◆契約相手 株式会社宮本冷機
  - ◆変更前 7,857万8,640円
  - ◆変更後 7,835万1,399円  
(22万7,241円減額)
- 【賛成全員：可決】

### 土地の取得

#### コンパクトタウン商業交流ゾーン整備事業用地

- ◆所在 北田字中満250番1 外1筆
  - ◆面積 2,267㎡ (地目：田)
  - ◆取得価格 929万4,700円
- 【賛成全員：可決】

### 委員会発議

#### 檜葉町議会委員会条例の改正

- ◆提出者 議会運営委員長 結城政重
  - ◆改正理由 会津美里出張所設置条例の廃止等に伴い、各常任委員会の所管を改正するため。
- 【賛成全員：可決】



会津美里出張所は3月で廃止となりました

## 全員協議会

### 全員協議会で、協議された事項についてお知らせします

- ①第7期檜葉町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ②檜葉町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【説明：住民福祉課】

≪開会日：平成30年3月9日≫

#### ①第7期檜葉町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

##### 【説明の概要】

- 1 計画の目的  
高齢者一人ひとりにとって、必要な施策を切れ目なく推進していくことを目指す。
- 2 計画期間  
平成30年度～32年度（3年間）
- 3 施策の体系  
【基本理念】健康で生きがいをもち、安心して暮らせるまち“ならば”  
【基本目標】
  - ①地域包括ケアシステムの深化
  - ②自立支援や重度化防止の健康づくり
  - ③「支える人を支える」仕組みづくり
  - ④認知症の方への地域の支援
  - ⑤元気な高齢者への役割づくり・社会参加
  - ⑥個々のニーズに合った環境づくり
  - ⑦福祉人材の育成等の新たな仕組みづくり
  - ⑧計画を推進していく体制

#### ②檜葉町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

##### 【説明の概要】

- 1 計画の目的  
障がい者・児を取り巻く社会情勢の変化に対応し、より具体的で実効性のある施策を実施していくため。
- 2 計画期間  
平成30年度～32年度（3年間）
- 3 施策の体系  
【基本理念】  
みんながよろこびやつながりを感じながら、安心して暮らせるまち“ならば”  
【基本目標】
  - ①住み慣れた環境で健やかな暮らしを支えあう
  - ②地域での自立と社会参加を支援する
  - ③ともに認め合い安心安全なまちをつくる
  - ④サービス体制の構築と推進
  - ⑤健やかな心身の発達が促されるよう支援する



## ◆教育について <こども園について>

**問** こども園再開時の児童数と現在の児童数は。また、新年度の児童数見込みは。

**答 (町長)** 再開時は38名、現在は54名。新年度は65名を見込んでいる。

**問** 現在の児童数のうち、町内・外の内訳は。

**答 (教育長)** 現在54名のうち、町内が49名、町外から5名である。

**問** 保育士の人数と年齢構成は。

**答 (こども園長)** 保育士は11名、うち20代2名、30代3名、40代1名、50代4名、60代1名。

**問** 定期的に職員を採用していかないと乗りきれない。今後の採用はどのように考えているのか。

**答 (総務課長)** 年度途中で児童が増えた場合も考慮して、逐次採用等を検討していきたい。

**問** A L T (外国語指導助手) 教育の導入経過と実施状況は。

**答 (教育長)** H27年度から中学校のA L Tを活用した英語教育を実施し、H29年7月よりA L Tを常駐させ、遊びや生活の中で触れ合いながら、英語を身近に感じる環境づくりをしている。

**問** こども園でのA L T教育の効果は。

**答 (教育長)** 「興味をもち、やってみたい、やってみよう」と思うきっかけづくりをねらいとしており、小学校の英語教育につながっていくものと考えている。

## <小学校について>

**問** 小学校のA L T教育はどのようになっているのか。

**答 (教育長)** 1・2年生が年間10単位、3・4年生が年間20単位、5・6年生が年間35単位の授業を実施している。

**問** 小学校でのA L T教育の効果は。

**答 (教育長)** 生きた英語を直接学習する、正しい発音を身につけること、異なる文化について理解を深めることも効果の一つである。

**問** 2020年度から全面実施される外国語教育に向けた町の取組みはどのような事を考えているのか。また、県の「ふくしま小学校外国語教育推進プラン」とは。

**答 (教育長)** A L Tを有効活用し、教師と連携した授業を行い、研修会への教員の参加を支援し、指導力向上を図っていく。

また、県の「ふくしま小学校外国語教育推進プラン」は、H32年度から新学習指導要領の全面实施を見据え、小学校外国語教育の早期化・教科化に対応するため、外国語教育の充実を図るものである。

**町への提言** A L T教育を充実させて、町内外に檜葉は素晴らしい英語教育をしているのだということ、しっかりアピールしなくてはいけない。他に先駆けて町はA L T教育を実施しているのだから、しっかりと充実を図ってほしい。

## <その他教育について>

**問** 復興計画〈第二次〉第二版で掲げている「高等教育研究機関誘致」とあるが、現在の進捗状況は。

**答 (町長)** 南工業団地内に遠隔技術開発センターが整備されており、復興計画では同センターを核とし、近隣に産学連携拠点を設け、共同研究などを通じた地域の人材育成に繋げると位置付けている。

一方、国では、福島イノベーション・コースト構想として、高等教育機関等における放射線等の研究分野の集積を推進している。

町も、大学分室等の高等教育機関の誘致を関係省庁に対し緊急要望しており、引き続き、高等教育研究機関の誘致に努めていきたい。

## ◆特産のユズについて

震災前と比べユズの木が減少したように見受けられる。「ユズの里ならば」には寂しい状態にある。

**問** 実証栽培を行っているユズはどのような状態にあるのか。また、今後どのようにするのか。

**答 (町長)** 新植したユズから放射性物質移行は認められず、実証栽培で安全性を確認できた。今後は、実証栽培の苗木を、北田中満・後原線東側に移植する予定である。

**問** 過去に各家庭にユズ苗木を配った経過があるが、除染で伐採したとの話を聞く。再度、配布する必要があるのではないのか。

**答 (町長)** 心の復興事業を活用し、各行政区等で苗木を購入してもらい、ユズを通したコミュニティづくりや、ユズの里づくりに、町も一緒に取り組んでいきたい。



## ◆人口減少対策について

H27年9月の避難指示解除から少しずつ町民の方々が帰還し、H30年1月末現在での帰還者数は2,270人となっている。3月末には仮設住宅並びに借上げ住宅の供与が終了となり、町への帰還者もさらに増加すると思われるが、震災前の人口には及ばない。

**問** H30年4月以降の町の人口を何人と予想しているのか。

**答 (町長)** 既に居住されている約2,200人に約700世帯、1,400人を加え、約3,600人になるものと予想している。

**問** H32年の世代別人口の割合はどのような構成比になると推計しているのか。

**答 (復興推進課長)** 4,800人の中位推計で計算した場合、10歳未満74人、10代265人、20代405名、30代428名、40代565名、50代714名、60代850名、70代769名、80代520名、90代約200名と想定している。

**問** 将来の榎葉町の人口目標はあるか。

**答 (町長)** 中位推計である4,800人を当面の目標としつつ、復興施

策を確実に推進するとともに、Jヴィレッジや屋内体育施設、笑みふるタウンや交流館、天神岬や木戸川の鮭といった様々な資源を有効に活用し、交流・定住人口を増やし、上位推計の6,100人を目指していきたい。

**問** 若い世代の人口回復について、町はどのような取り組みを実施していくのか。

**答 (町長)** 町へ定住する比較的若い新婚世帯に対し、新居の家賃や引越し費用の一部として1世帯あたり30万円を上限とする「結婚新生活支援事業」を実施する。また、雇用の場の確保、移住・子育て・教育などの施策で総合的にサポートしながら、若い世代の人口拡大を図っていききたい。

**問** 結婚、出産、子育てに対する支援策は。

**答 (町長)** 結婚については、「結婚新生活支援事業」、妊娠・出産・乳幼児時期における支援策は、全妊婦健診(15回)をはじめ切れ目ない子育て支援を、こども園子育て支援センターと連携しながら提供している。

また、18歳までの医療費の無料化や全法定予防接種の無料化を実施し、子育て世帯の経済的な負担の軽減も図っている。

**町への提言** 人口がある程度回復しないと商工業もなかなか発展していかない。10年、20年、30年と未来を見つめた時に、希望を持てるような政策を進めてもらいたい。

## ◆木戸地区の復興について

**問** 木戸地区の復興を今後どのように進めていく考えか。

**答 (町長)** 本町、本県の復興の

シンボルと位置付けるJヴィレッジが、今年の夏に一部再開する。

南工業団地には、関連企業や研究機関の関係者が国内外から来訪する榎葉遠隔技術開発センターが立地しており、「道の駅ならば」も、Jヴィレッジの全面再開に合わせ、来年度から復旧工事に着手する。

**問** 木戸駅周辺を対象とした、まちづくりを推進するための地域住民を対象としたワークショップは実施されているのか。

**答 (復興推進課長)** 地区の行政区の役員の方と1回話し合いをしており、木戸の西側エリアに歴史を想像できる空間は出来ないかといった意見も出ている。具体化に向けて今後検討を続けていく。また、駅近くの空き地に公園をつくるという話も出ている。行政もしっかりと連携しながら今後の取り組みを進めていきたい。

**問** 県道「小埜・上郡山線(旧木戸宿)」は、歴史国道に指定されているが、当時の整備計画を復活させる考えは。

**答 (町長)** 歴史国道の選定に期限は無く復活は可能だが、歴史的・文化的遺産を現代に合わせて復元するなど、整備に対する規制や基準等も考慮した上で、地域から整備に対する要望等があれば、今後の進め方を慎重に検討していく。

**問** 竜田駅前や役場周辺に未来型の新しいまちづくりを進める一方で、木戸地区には対照的に町の古き良き伝統を継承するエリアとして、情緒あふれる景観づくりを進めてもらいたい。

**答 (町長)** 歴史的な意味合いを持つエリアもバランス的に必要である。今後検討させてもらいたい。



## ◆町の現状を問う

**問** 町長の施政方針の中にもあったが、安心して町に戻ってもらうとともに、新たに町に住みたい、子供を産みたいと思ってもらうための施策が町としてあるのか。

**答** (復興推進課長) 震災当時の町民全ての方に帰ってきてもらいたいという思いは今でも変わりはない。新たな人を呼び込む施策、町を見て帰りたくなるような施策として、復興計画約170の施策をH32年度の復興創生期間終了までに確実に仕上げていく。

**問** まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でさまざまな施策を、庁内で議論しているということだが、どのような議論が進んでいるのか。

**答** (復興推進課長) 若手ワーキンググループ、係長・補佐がメンバーとなる復興戦略プロジェクトチームで、移住促進や広報戦略等、具体的な検討を進めてきた。新年度は、ホームページのリニューアルや、結婚支援など具体的に行っていく。

**問** 交通弱者と言われる高齢者・障がい者等の対策は出来ているのか。

**答** (町長) 町に帰町された方の

買い物や通院等日常生活の利便性の向上と、外出時における経済的、精神的負担を軽減するため、昨年4月よりタクシー助成事業を実施している。65歳以上の方や身体・精神・療育などの手帳を交付されている方、運転免許証を自主返納された方を対象としており、町内に限り、1乗車あたり個人負担300円で乗車できる。現在350名に「タクシー助成証」を交付しており、月平均600件の利用がある。

**問** リリー園の現状はどの様になっているのか。

**答** (町長) H30年2月現在、定員48名に対して入所者は33名であり、待機者は22名である。この待機者22名のうち12名は現在入院中であり、すぐには入所できない状態にある。3月の入所検討委員会において10名を受け入れる方針が決定されたことにより、3月中には待機者が解消されるという報告を受けている。

また、4月の新規採用職員も含めて介護職員が増える見込みであり、H30年度の早い段階において定員数を変更し、今後に向けて対応していくとの報告を受けている。

**問** 帰町しても「工事車輛が町内を激しく往来し、精神的な苦痛を感じる時がある」との苦情が寄せられる。どのような対策を講じる考えなのか。

**答** (町長) 町内建設工事発注者で構成する「檜葉町津波被災地区復旧・復興事業調整会議」を随時開催しており、町、福島環境再生事務所、富岡土木事務所、相双農林事務所、双葉地方水道企業団、一般社団法人ならはみらいにて、現在の町内で実施している工事発注状況に応じ、工事車両の通行ルートを決定している。住民の

方々や町内の道路利用者に迷惑を掛けまいよう、工事箇所ごとに通行ルートを分散する対策を講じている。

また、双葉警察署、町内建設事業者で構成する「檜葉町安全見守り協議会」による立哨活動や、昨年10月に、郡内8町村、警察署、復興関係企業者等で構成する「双葉地方復旧・復興事業等警察連絡協議会」が発足し、工事車両による交通事故のない安全な社会の実現を目指し、警察署を中心に交通法規の遵守徹底を図り、加盟企業体では計画的な社員教育を実施を徹底するなど、広域的な対策にも取り組んでいる。

引き続き、町民が安心して暮らせるよう、関係機関と協力して安全対策に取り組んでいく。

**問** 未除染や荒廃した土地・家屋等の対策は、どのようになっているのか。

**答** (町長) 除染については、現在7名の方が未同意となっており、同意には至っていない。未同意の方の所有地は管理が行き届かず、荒れているところも見受けられる現状である。未除染の場所は、景観上の問題とともに近隣住民の方の不安材料にもなるため、未同意者に除染の同意をもらえるよう、町も環境省への協力を惜しまず、粘り強く交渉を継続していく。

また、除染が実施された場所も、家屋の老朽化や草が生い茂っている場所が見受けられ、町全体の景観や防犯、防災上の懸念材料となっている場所も存在する。しかし、私有財産の管理は所有者が行うのが原則であり、町が管理を行うことは難しい。

町では、土地・家屋の荒廃の防止に努めるとともに、荒廃した場所へのパトロールを強化するなど防犯・防災対策にも努めていく。



## ◆教育の充実について

昨年4月に小・中学校が、檜葉町の新校舎で再開した。町は復興再生の大きな柱に教育環境の充実を掲げ、その実現に取り組んでいるが、魅力ある学校教育環境を図るには様々な課題もある。

**問** 来年度以降の児童生徒の数は、どのような見込みか。

**答** (教育長) 来年度は、小学校70名、中学校33名の予定。今後、現在と同程度の児童生徒数で推移していくものと考えている。

**問** 被災児童の就学支援事業の内容と今後の見通しは。

**答** (教育総務課長) 学用品、給食費や通学費、修学旅行費、学級費等の支援をしている。今後も引き続き、被災児童生徒就学支援事業の継続を県へ要望していく。

**問** 教育カリキュラムではどんな目標を定め、どのようなことに重点的に取り組んでいるのか。

**答** (教育長) 小学校は、教育目標を「かしこく やさしく たくましく」、重点目標を「めあてに向かって学び合い やりぬく」とし、「心身ともに健康な子供の育成」を目指している。

中学校は、教育目標を「友愛 礼節 立志」、重点目標を「探究

心を持ち、考えを表現できる生徒」とし、「チェンジ&チャレンジ」をスローガンに取り組んでいる。

**町への提言** 学力の底上げもしっかりしていかなければならない。

**問** 広野町では、中高一貫教育を行っているが、「一貫教育」と町が行っている小中「連携教育」とは、どのような違いがあるのか。

**答** (教育長) 9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指すのが「一貫教育」、小・中学校が情報交換や交流を行い、小学校から中学校への円滑な接続を目指す教育が「連携教育」である。

**問** 南・北小の統合を検討し、小中連携教育を目指す考えはあるか。

**答** (教育長) しばらくは統合せず現状を維持し、子どもたちの状況を見ながら統合を検討していく。

**問** 新年度からふたば未来学園中学校の一貫教育が始まるが、檜葉において影響はあるのか。

**答** (教育総務課長) 双葉郡枠は約9名ということで、大きな影響はないと考えている。

**問** 震災前、JFAアカデミー福島の子供は檜葉中に通っていたが、今後どのようなになるのか。

**答** (教育長) 震災前と同じように、檜葉中学校に通学するよう県に強く要望している。

**問** 日本一の教育を目指すには、どのような取り組みが必要か。

**答** (教育長) 魅力ある教育環境づくりが不可欠であり、民間の学習塾と連携した学習会や産学官連携で創造性を育む教育プロジェクト等を展開し、少人数を生かした、きめ細かな教育を提供していく。

**町への提言** 同級生が困ったときに助けられるような教育を目指すべき。日本一の取組みとするためには、人材の配置も考えてもらいたい。人を育てるのは人である。

## ◆未除染個所の取り組みと山林除染について

3月末で借上げ・仮設住宅が終了し、町民帰還への期待が高まっているが、未だ未除染個所が残っており、帰還への影響も懸念され、景観も損なわれている。

山林除染について、国は、里山など身近な生活に関わる山林の再生に向け除染の実証を行っている。

**問** 直近の未除染の面積と地権者は何人なのか。

**答** (町長) 現在7名が未同意であり、宅地で約0.4ha、田・畑等で約3.7haが未除染となっている。

**問** 7名の内訳は。

**答** (くらし安全対策課長) 檜葉町内が3名、町外が4名である。

**問** 営農が始まっていく中、どのような方法で解決を図るのか。

**答** (町長) 環境省と連携をとりながら、粘り強く地権者と交渉を続け同意取得を目指していく。

**問** 山林除染の取り組みは。

**答** (町長) 森林再生を目指した事業計画を現在作成しており、H30年度から事業着手を予定している。

**問** 身近な登山が楽しめるよう、「郭公山」登山道の除染を行う考えはあるか。

**答** (町長) 今後の状況に合わせ、国に対し要望していきたい。



## ◆ 檜葉町ほ場整備計画について

昨年、町では津波被災地区を対象とした、ほ場整備計画の説明会を実施している。

**問** 7月の説明会以降の進捗状況は。また、新年度の進め方は。

**答** (町長) 現在、県との調整を進めており、各地区の計画面積は、約115haを想定している。

新年度は、農林水産省から専門職員が配置される予定であり、推進委員の立ち上げや仮同意の取得など、計画の推進を図っていく。

**問** なぜ、計画どおり進まなかったのか。

**答** (産業振興課長) 仮同意取得が進捗していない状況である。専門的職員を配置できなかった点も要因であり、新年度は、積極的な体制を取っていく。

**問** 意向調査の同意取得の割合は。

**答** (産業振興課長) 下井出地区が94%、山田浜地区が78%、前原地区が63%、全体で72%の同意を得ている。

**問** 同意が9割以上なければ、事業ができないとも聞かれますが、本当か。

**答** (産業振興課長) そのとおり。事業採択の段階では100%の同意が必要となる。調査・設計業務に

移行するための仮同意の目標値として90%以上を目標にしている。

**問** パイプラインだけ設置するという事業の進め方は可能か。

**答** (産業振興課長) 現状、対応する制度はない。引き続き、県・国へ要望していきたい。

**問** 計画内のほ場で、今年度水稲作付する場合、客土・徐礫等を行うとなっているが。

**答** (町長) 聞き取りによりリストを作成し、除礫や湛水均平・通排水の確認作業を実施している。

**問** 来年度も同様に実施するのか。

**答** (産業振興課長) 必要に応じて補修工事は実施していく。

**問** 専門職員は何人配置するのか。

**答** (産業振興課長) 農林水産省からの出向職員が1名、県の発注者支援による専門技術員が2名、合わせて3名の予定である。

**問** 交渉には地元の職員の手も必要になってくる。地元の利を生かした職員の配置も考えているのか。

**答** (産業振興課長) 専門員だけではなく、産業振興課、特に農林土木係が中心となって業務に当たる。地元に通じた地元のプロパーと連携して進めていく。

**問** 土地改良区解散の方向にある中、逆行しているのではないか。

**答** (産業振興課長) 改良区は、解散準備を進めており、町主体でやらざるを得ない。水稲生産組合など地元単位の組織と連携して、用排水路の修繕やほ場整備の推進に当たっていく。

**問** 町単位で農業管理を行える組織づくりが必要ではないか。

**答** (産業振興課長) JAが農業法人格を取得して農地を集積し、

やる気のある農家に再配分するようなシステムを、早期に立ち上げる必要があると認識している。

## ◆ 火葬場の建設誘致について

現在の火葬場は、帰還困難区域にあり、再開は困難であると思われる。人生最後に利用する火葬場は、町民・郡民にとって必要不可欠である。

**問** 建設誘致の考えはあるか。

**答** (町長) 今後の郡内の状況や、広域圏組合内での議論・検討結果を踏まえ、町として判断していく。

**問** 迷惑施設ではあるが、火葬場を檜葉にという町民の声が多い。町長は双葉地方町村会の会長でもある。どのように考えているのか。

**答** (町長) 近い時期に、場所の選定等を含め結論を出したい。

## ◆ Jヴィレッジ新駅について

**問** 町が2億2,822万円の拠出をする意味は。

**答** (復興推進課長) 総事業費15億円を、JR、県、町村会がそれぞれ5億円を負担する。そのうち、駅が立地する広野・檜葉がその8割で4億円、それを均等割り、人口割りで算出した結果である。

**問** 木戸駅周辺の整備について。

**答** (町長) 現在、駅前広場等の整備を進めており、県も道路整備を計画している。また、駅舎東側の町有地の利活用について、山田岡行政区と意見交換を行っている。

**問** 道の駅の中に、生活必需品がある程度置くような考えはないか。

**答** (町長) 町全体の環境を整えながら、検討していく。



### ◆ Jヴィレッジと連携した 交流人口の増加について

**問** Jヴィレッジと新駅との連携についてどのような考えがあるか。

**答** (町長) Jヴィレッジを拠点として活性化を図るため、鉄道による交通アクセスの強化は必要不可欠である。従前の道路網にJRも加え、交通アクセスの良さをアピールし、Jヴィレッジを核とした、双葉地方の賑わいの創出、交流人口の拡大に努めていきたい。

**問** 全天候型練習場で、イベントの開催も可能となる。臨時駅ではあまり効果がないのではないか。

**答** (復興推進課長) 今後、基本協定締結に向け、イベントを含めた利活用も三者で考えていく。

**問** 駅の名前は公募するのか。

**答** (復興推進課長) 町村会として、意見交換しながら駅名をJRに伝え、本社で最終的に決定する。

**問** 大分高低差があるが、道路まではエレベーターで上がり、駅舎や改札口は、上の平場になるのか。

**答** (復興推進課長) エレベーターや階段、スロープ等も含めて検討されるものと思われる。

**問** Jヴィレッジ内のメディカルセンターの再開、活用は。

**答** (町長) 早期の再開を日本サッカー協会へ要望している。

**問** 高齢者がリハビリする場所がない。今後、リハビリ理学療法などの診療も実施するのか。

**答** (住民福祉課長) リカーレで診療を受け、必要な方はメディカルでリハビリを行うというような連携も含め、協会に要望している。

**問** 新しくホテルも完成したが、駐車場も狭くなるのではないか。

**答** (復興推進課長) 駐車場は400台以上あるが、圧倒的に足りない。道の駅前の土取り場を、駐車場も兼ねた多目的広場として整備する検討も進めている。

**問** CTスキャンは、震災後1回も使っていないが大丈夫なのか。

**答** (住民福祉課長) 既に撤去されており、今後購入も検討していると聞いている。

**問** 前回の購入に関して、町の持ち出しはあったのか。

**答** (住民福祉課長) FIFAの支援等を活用し、町の補助は入っていない。今後の購入に関しても、補助要請は来ていない。

**問** 近接する道の駅との連携は。

**答** (町長) Jヴィレッジ利用者へPRを行い、双方の施設利用者が循環する仕組みづくりを検討する。来訪者に震災や町の復興状況を伝えることも重要であり、町内ツアーなどを準備し、町を知ってもらう機会の確保にも繋げていく。

**問** Jヴィレッジから、町内に呼び込むための施策は。

**答** (町長) ハード・ソフト両面で何をすべきかを改めて検討し、檜葉らしさを伝えていく。

### ◆ 「笑ふるタウン線」について

**問** 整備計画は怎么样了いるか。

**答** (町長) H30年度中に笑ふるタウンの整備が概ね完了する。今後、実施設計を発注し、正式な公安、国との協議に着手する。

**町への提言** 商業ゾーンが6月中には完成する。早い時期に完成してもらいたい。

### ◆ 今後の人口推計について

**問** 復興創生期間終了後(H33年)の年代別人口推計はどうか。

**答** (町長) 中位推計(約4,800人)では、0歳~10代が339人、20・30代が833人、40・50代が1,279人、60・70代が1,619人、80歳以上が730人となる見通しである。

**問** 交通弱者対策をしっかりとやっていくべきではないのか。

**答** (復興推進課長) 300円でどこでも移動できるタクシー補助を実施しており、福祉・介護も含め体制を整え取り組んでいく。

**問** デマンド交通という形でマイクロバスの利用は考えているのか。

**答** (復興推進課長) 当面はタクシー補助で考えている。

**問** H33年度、新しく町内に移住する人口推計はどのようになるか。

**答** (町長) 帰還困難区域を有する町村からの移住と、廃炉関連企業・新規事業所の従事者等の二通りから約1,300名と推計している。

**町への提言** 二工区の住宅分譲地について、檜葉以北の方も入れるような宣伝をしっかりとやって、町民の増加に繋げてもらいたい。



## ◆旧フクシマエコテックへの搬入に関する町の対応について

**問** 国は昨年(2011年)の11月、搬入路にあたる繁岡地区との安全協定を締結しないまま、指定廃棄物の搬入に踏み切ったが、町は住民に対し、どのような対応をしたのか。

**答 (町長)** これまでも事業の説明会や地元行政区への個別説明などで、国とともに取り組んできた。

**問** 町は環境省との安全協定を締結した以上、住民の健康や安全を守る立場から、住民の理解と協力を得るような取り組みをもっと早くすべきではなかったか。

**答 (くらし安全対策課長)** 事業主体である国が前面に立ち、地域住民の理解を得る必要があるが、町も事業説明会や個別説明など住民と国との調整を担ってきた。

**問** 3/4(日)の繁岡地区総会に出席した副町長は、住民の切実な生の声を聞いてどう感じたか。

**答 (副町長)** 地域の皆さんの声は切実な訴えであり、国に町としてしっかりと要望していきたい。

**問** 繁岡行政区にとって、このエコテックの問題により、住民の中には修復できないようなあつれきが生じているが、町はこれらを解

消するため、一層努力すべきではないか。

**答 (町長)** 住民と意見交換しながら、今後、町全体あるいは地区のあり方も含め議論を重ねていきたい。

**問** 指定廃棄物の搬入によって、県から町に40億円が交付されるが、上繁岡地区の復興組合や花卉栽培の風評被害対策や集会所のリフォーム等に使うべきではないか。

**答 (復興推進課長)** この交付金を使うには、県に事業計画を提出し、その協議の中で認められる部分、認められない部分が出てくる。

**問** 特に今回の交付金は、両行政区の住民の犠牲の上に立って交付されたわけだから、住民の意向を尊重しながら使うべきではないか。

**答 (復興推進課長)** 当然、負担いただいている地区の意向を伺うのは基本原則である。新年度に、意見を吸い上げて取りまとめる予算があるので、しっかりと進めていきたい。

## ◆いわき出張所・会津美里出張所の廃止について

**問** 仮設・借上げ制度の終了に伴い、両出張所は3月末をもって廃止される予定になっているが、4月以降もいわき市にとどまらざるを得ない町民のため、何らかの対策を考えているのか。

**答 (町長)** いわき市内に仮設住宅等対策室を4月より設置する。各種証明書の発行業務などは縮小されるが、町外にとどまる被災者に対する支援として、各種施策の調整は引き続き行っていく。

**問** 仮設住宅等対策室で取り扱う業務の種類や、何人位の職員が配置されるのか。

**答 (総務課長)** 特定延長の対応が主な業務だが、引き続き、相談業務等については連絡調整しながら対応していきたい。配置人数は職員4名、臨時職員3名である。

**問** 4月以降、いろいろな理由によっていわき市にとどまらざるを得ない約3,100名の人たちの悩みや心配事の相談に乗れるような体制を確保すべきと思うが。

**答 (いわき出張所長)** 対策室で対応していきたい。

## ◆ふくしま未来支援センターによる住民実態調査結果について

**問** 調査の結果、「うつ症状に近い人」が56.5%、今後の生活の経済面について「とても不安」、「ある程度不安」を合わせると74.3%とあるが、町はこれらの結果に対し、どのような対策を講じるのか。

**答 (町長)** 毎年、総合健診でのアンケート調査などを実施し、県と連携しながら個別の相談対応を行っている。また、経済面の不安については、相談窓口を充実させ、的確にアドバイスできる環境を構築し、関係機関と協力しながら、丁寧な対応をしていきたい。

**問** うつ症状の原因と防止策は。

**答 (住民福祉課長)** 生活環境が避難により大きく変わったことが大きな要因であると考えられる。対策としては、地域での役割を持ってもらうことが大事である。

**問** 住民の実態を踏まえて、住民一人ひとりに寄り添った町政運営を進めていくべきと思うが。

**答 (住民福祉課長)** 今後、健康な人が長く家庭で過ごせるような地域包括ケアシステムの構築、健康なまちづくりを進めていく。



## ◆ 職員のサービス規程について

**問** 職員の制服について。

**答** (町長) H14年度まで上着を支給していたが、行財政改革により支給を廃止した。

**問** 今後、ブレザーなど制服の復活は考えているのか。

**答** (総務課長) 自主財源は厳しい状況にあり、今後もブレザーの復活については考えていない。職員には、来庁者に不快な思いをさせない整然とした服装で執務するよう指導していきたい。

**問** 勤務時間について。

**答** (町長) 1週間当たり38時間45分、月～金曜日までの5日間で、1日につき7時間45分である。

**問** 休憩・休暇・時間外労働・休日出勤について。

**答** (町長) 休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間。勤務時間を超える勤務を命じた場合を時間外勤務として取扱う。休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇等があり、承認を得て取得する。また、休日に出勤を命じた場合は振替休日や代休日を割振り、休暇を取得できるよう努めている。

**問** 2月中で、最も時間外勤務が

多かった部署とその時間数は。

**答** (総務課長) 総務課財政係で、136時間となっている。

**問** 通常、月80時間が上限と認識しているが、これだけ勤務をすると、通勤の安全性も確保できない。勤務終了後、出勤までに空けなければならない時間の定めはあるか。

**答** (総務課長) 時間の定めはないが、一般的に最低8時間程度は空けるべきと考えている。

**町への提言** 時間外が月80時間を超える職員の心のケアも必要。

町内にホテルもできるので、町が契約し、勤務が夜10時以降になる場合は、職員を宿泊させるなど、健康管理をしてもらいたい。

**問** 喫煙場所について。

**答** (町長) 職員通用口外、各階層の東側出入口外、東分庁舎西側喫煙所の計5箇所を指定している。

**問** 他市町村では庁舎全面禁煙の動きがあるが、町の考えはどうか。

**答** (総務課長) 現在、約3割の職員が喫煙をしており、喫煙場所がなくなるのも問題がある。しかし、社会情勢を踏まえつつ、最終的には庁舎周辺、敷地内での禁煙を進めていかなければならない。

**問** 喫煙時間の取扱いは、執務・仕事として位置づけているのか。

**答** (総務課長) 職員それぞれの休息という取扱いである。

**問** 非喫煙者の休息場所は、確保してあるのか。

**答** (総務課長) 設置していない。

**問** 平等ではないと感じる。職員が喫煙所でうろうろしている姿は、町民から見てノーではないか。

**答** (町長) 社会情勢等をみれば、なるべく少ない場所、受動喫煙に影響しないところを改めて設置しながら進めていきたい。

職員のあり方については、総務課長が主体的に「町職員の訓戒」の掲示や「職員意識改革推進委員会」を立上げて議論している。町民の奉仕者としての心構えを、再度認識するよう指導していく。

## ◆ 道の駅ならはについて

**問** オープンの予定時期は。

**答** (町長) 現在、温泉施設の復旧に向けた調査設計を行っており、その後、復旧工事を行う予定。再開はH31年春を予定している。

**問** 道の駅周辺の開発等の計画は。

**答** (町長) Jヴィレッジには、利便性の向上が図られる新駅の計画があり、道の駅前の土取り場の跡地活用について、連絡道路の新設や多目的広場の整備などを検討している。また、人材育成拠点の誘致場所としても、遠隔技術開発センターの立地から適地と考えている。震災からの復興を世界にアピールする絶好のエリアであり、引き続き検討を進めていきたい。

**問** 道の駅ならはオープン後のランニングコストについて。

**答** (町長) 再開後の営業時間などの詳細が決まっていない。震災前は約5,700万円であった。

**問** これからは、お金をとる行政だと考える。入浴時間を午前7時から営業するなどして、収入を上げなければならないのでは。

**答** (新産業創造室長) 条例上は9時から22時までとなっている。職員の確保が大きな問題であり、午前7時からの営業は現実難しい。

## 総務環境常任委員会

町内仮置場の実態調査

【調査日：平成30年1月29日】

環境省では、除染で発生した廃棄物を一時的に保管するため、町内に計23箇所の仮置場を設置し、スピーディな除染の進捗を図ってきた。平成26年で町内の面的除染が完了し、仮置場からの廃棄物の搬出と農地への復旧を一部仮置場で開始している。

当委員会では町内の仮置場の実態調査として、環境省の担当者より説明を受け、現在搬出中または搬出が完了し農地への復旧を実施している仮置場を調査した。

### 1 町内除染仮置場の状況

#### ○可燃物

各仮置場に保管されている除染廃棄物のうち可燃物は、樫葉町対策地域内廃棄物処理(減容化処理)施設(波倉字細谷地内)へ搬入され、焼却処分される。焼却処分後に発生した灰は、セメント固型化施設(波倉地内：平成30年秋完成予定)で処理された後、特定廃棄物埋立処分施設(富岡町)へ搬入される。ただし、セメント固型化施設が未完成のため、現在は減容化施設内にて保管している。

搬出完了：12箇所

(下小埜(清水)ほか)

搬出中：2箇所(大谷(山根)ほか)

搬出準備中：2箇所(松館・旭ヶ丘ほか)

H30年度搬出予定：5箇所(下井出ほか)

#### ○不燃物

不燃物は、中間貯蔵施設(大熊町、双葉町)へ搬入され、最終処分までの間貯蔵される。

搬出完了：4箇所(下小埜(清水)ほか)

5年以内に搬出予定：18箇所

(前原(海法地・付念田)ほか)

※可燃物・不燃物ともに搬出が完了した仮置場：4箇所(下繁岡、下小埜(清水)、大谷(山岸・仲田)、乙次郎)

### 2 除染廃棄物の運搬

仮置場に保管されている廃棄物は、コンテナバッグごとに発生場所、空間線量等の情報がQRコードにより管理されており、運搬時も、トラックへの積込作業前と減容化処理施設等への搬入時に、放射線物質濃度を計測す



仮置場からの搬出状況を確認

るなどの安全対策を実施している。また、輸送経路も、事前に定められたルートを通行している。

### 3 農地復旧の工程

- (1) 除去土壌等除染廃棄物の搬出
- (2) 除草作業、遮へい土のう(山砂)等発生品の搬出
- (3) 測量・設計等、地権者立会い
- (4) 畦畔等復旧、砕土工、均平作業
- (5) 地力回復材(ゼオライト等)散布、耕起
- (6) 湛水均平
- (7) 地権者へ返還

※下小埜(清水)仮置場南側については、平成29年度末に、初めて農地復旧後の返還となる。

### 4 まとめ

仮置場からの除染廃棄物の早急な搬出と用地の返還は、町民の帰町意欲のみならず、町の重点施策の一つである農業の復興、営農再開への意欲にも大きな影響を与えると思われる。事業主体である環境省に、より一層の仮置場からの搬出と農地復旧の加速化を強く求めた。

また、不燃物の搬出が進んでおらず、仮置場の撤去や農地への復旧をはじめ、中間貯蔵施設やセメント固型化施設の整備など放射性廃棄物処理事業全体の着実かつ迅速な進展を求めた。

現在、町内では、東日本大震災により被災した河川・海岸の復旧工事及び海岸防災林の整備が、福島県により実施されている。

当委員会では、この河川・海岸復旧工事及び海岸防災林整備に伴う防潮堤・防潮林の整備状況について、事業主体である福島県富岡土木事務所及び相双農林事務所より説明を受け、山田浜地内において防潮堤の整備状況を調査した。

### 1 多重防御の津波対策

住民の生命を守ることを最優先とし、離岸堤、防潮堤、海岸防災林、道路などのさまざまな施設で津波を防ぐと共に、避難経路の確保や住民への広報活動、津波などの自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したハザードマップの作成など、ハード（施設整備）、ソフト（広報活動、マップ作成など）の対策を組み合わせ対応する。

#### ○防潮堤の嵩上げ

防潮堤の高さの基準を、津波を考慮した基準（50年に一度の高潮、100年程度に一度の津波の高い方）に見直し復旧を実施。

→TP（東京湾平均海面）+8.7m  
（旧堤防高：TP+6.2m）

※つまり、防潮堤のみで東日本大震災と同等の津波（推定10m以上）を止める想定ではない。

#### ○消波施設の設置

新たな防潮堤の海側に、離岸堤または消波堤（TP+2.9m）を設置し、波の勢いを抑える。

#### ○防潮林の整備

防潮堤の陸側に、概ね200m程度の幅の防潮林を造成し、津波で樹木が流されないように、充分根を深く張ることが出来る盛土高さ（地下水位から2.4~3.0m）を確保しクロマツ等を植栽する。さらに陸側に高盛土（前原・山田浜地区海岸は県道広野小高線）を整備し、波のエネルギーを減衰させる。

### 2 進捗状況

防潮堤

#### ○前原・山田浜地区海岸

平成29年度完了予定

#### ○井出地区海岸（下井出）

平成30年度完了予定

#### ○波倉地区海岸

平成30年度完了予定

#### ○繁岡地区海岸（下井出～波倉）

平成33年度完了予定

河川堤防

#### ○山田川

平成29年度完了予定

#### ○木戸川

平成29年度完了予定

#### ○井出川

平成31年度完了予定

防潮林

#### ○前原・山田浜地区海岸

平成31年度完了予定

#### ○井出地区海岸（下井出）

平成31年度完了予定

#### ○波倉地区海岸

平成31年度完了予定



山田浜地区防潮堤にて説明を受ける

### 3 まとめ

今回調査した県事業として進めている防潮堤・防潮林の整備状況については、防潮堤や河川堤防がほぼ平成30年度中には完成する見込みであり、概ね順調に進捗していることが確認できた。

しかし、防潮林を含めた最終的な事業完了はまだ先であり、計画上の多重防御の津波対策が、現段階では完全に機能しているとは言えず、今災害が発生した場合に備えて、ハザードマップの作成や避難訓練といったソフト面での対策が重要である。

また、震災以前のように、海岸や河川敷が町民の憩いの場となるよう、地域住民の意見を聞きながら、防潮堤・防潮林の今後の利活用について検討するよう要望した。

# 檜葉町議会議員定数に関する調査特別委員会

檜葉町議会議員定数に関する事項調査

【調査日：平成30年2月13日】

## 1 目的

平成29年8月の町議会議員選挙は、昭和31年の合併以降初めて定数割れによる無投票となった。一方、避難指示解除から2年以上が経過したものの、帰町した町民は約2,000人、帰町率は約30%に止まっている（平成29年12月現在）。

東日本大震災及び原子力災害による町民の現状及び町の財政状況を考慮しつつ、議員定数について、地方自治の本旨である民主的にして能率的な行政の確保と、多様な民意の反映を図ることを踏まえた上で、同様な状況にある近隣町村の議員定数の動向や町民の意見などを基に、現行の議員定数が適正かあらゆる角度から調査・検討を行うものとする。

## 2 調査・検討の経過

委員会において、檜葉町における過去の定数の推移及び近隣町村の動向と各委員の考え方を聞き、さらに今後の進め方について討議を行った。

### ○檜葉町における過去の定数の推移

- 昭和32年 8月 町議会議員選挙  
定員20名（任期：昭和32年9月～）
- 昭和50年12月 議員定数20名から18名  
に改正（任期：昭和52年9月～）
- 平成11年 9月 議員定数18名から16名  
に改正（任期：平成13年9月～）
- 平成17年 3月 議員定数16名から14名  
に改正（任期：平成17年9月～）
- 平成24年 9月 議員定数14名から12名  
に改正（任期：平成25年9月～）

### ○各委員の考え方

- (1) 削減すべき
  - ・今回の選挙で欠員が出たことを、議会として重く受け止めるべき。
- (2) 現状維持
  - ・民意を反映させるためには、一定以上の議員定数は必要である。
  - ・単に削減ではなく、新人・若手議員が立候補しやすい状況を作らなければいけない。
- (3) その他の意見
  - ・4月以降の帰町者数に応じて検討すべき。
  - ・議員のなり手不足解消のため、定数だけでなく、報酬の増額等も含めて検討すべき。

### ○双葉郡町村議会議員定数調べ

町村名	震災前定数	現在定数	備考	H30.1.31 現在人口 (各町村HPより)
浪江町	20名	16名	△4名 (H25.4～)	17,981人
双葉町	12名	8名	△4名 (H23.11～)	6,073人
大熊町	14名	12名	△2名 (H27.11～)	(※H29.12月末) 10,533人
富岡町	16名	14名	△2名 (H24.3～)	13,228人
広野町	12名	10名	△2名 (H27.11～)	4,896人
川内村	12名	10名	△2名 (H23.11～)	2,712人
葛尾村	10名	8名	△2名 (H23.11～)	(※H29.12月末) 1,442人
檜葉町	14名	12名	△2名 (H25.9～)	7,140人

双葉郡内では、震災後全ての町村において議員定数の削減を行っており、内2町が4名削減、3町2村が2名削減となっている。

## 3 まとめ

今後の進め方について、今回を含め全5回の調査により、12月定例会までに委員会としての調査結果をまとめることとした。また、定数削減という結論ありきではなく、議員報酬額の見直し等を含めた議員のなり手不足解消へ向けて、総合的に調査・検討していくこととした。

※仮に議員定数を削減する結論が出され、議会定数条例が改正された場合でも、地方自治法第91条第2項の規定により、「議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。」とされているため、適用されるのは次回の町議会議員一般選挙（平成33年8月予定）となります。このため、現行1名欠員である当議会は、公職選挙法第113条第3項第3号の規定により、「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき。」には補欠選挙を行うこととされているため、次回の町長選挙（平成32年4月予定）と同日に議員補欠選挙を実施することとなります。

# 議会の足跡【2月～4月】

日付	2月
13	議員定数に関する調査特別委員会
	議会運営委員会（2月臨時会）
15	第2回2月議会臨時会
16	双葉地方広域市町村圏組合議会 総務常任委員会（富岡町）
21	双葉地方町村会及び双葉地方町村議会 議長会合同要望活動（南相馬市）
23	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会 （富岡町）
26	榎葉町子ども議会
27	県町村議会議長会定期総会、双葉地方 町村議会議長会（福島市）
28	議会運営委員会（3月定例会）
日付	3月
1-2	議会合同委員会
6-8	第3回3月定例会
9	第3回3月定例会
	議会全員協議会（①第7期榎葉町高齢者 福祉計画・介護保険事業計画、②榎葉町 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児 福祉計画）
11	東日本大震災犠牲者追悼式
13	榎葉中学校卒業証書授与式
16	あおぞらこども園卒園式
23	榎葉南・北小学校卒業証書・修了証書 授与式
	議会運営委員会（3月臨時会）
26	第4回3月臨時会
30	退職辞令交付式
日付	4月
1	福島県ふたば医療センター附属病院 開院式・内覧会（富岡町）
	武藤原子力対策本部現地対策本部長と 町村議会議長との懇談会（富岡町）

2	辞令交付式
4	浪江消防署葛尾出張所新庁舎開所式 （葛尾村）
6	榎葉南・北小学校、中学校入学式
7	あおぞらこども園入園式
8	大瀧神社例大祭
9	ふたば未来学園高等学校入学式 （広野町）
10	東日本大震災及び原子力災害特別委員会 （特定廃棄物埋立処分施設の実態調査： 富岡町）
13	広野IGCCパワー合同会社発電所起工式 （広野町）
17	東日本大震災及び原子力災害特別委員会 （笑ふるタウンの現状）
18	カントリーエレベーター及び自動ラック 式米農業用低温倉庫整備事業建設工事・ 水稻育苗センター整備事業建設工事 安全祈願祭・起工式
	「榎葉の風」お披露目会
19	東電福島第一EVバス構内試乗会 （大熊町）
22	福島県消防協会双葉支部春季合同検閲式 （富岡町）
24	東日本大震災及び原子力災害特別委員会 （原子力発電所の安全に関すること： 大熊町）



子ども議会を開催しました（2月26日）

## 請願・陳情書を提出される方へ

請願・陳情書の記載内容や添付書類などに不備がある場合、受け付けが出来ない場合がございますので、ご注意ください。

### 《留意事項》

- 一つの案件ごとに作成してください。
- 提出年月日、住所、氏名、電話番号を記載し押印をお願いします。
- 請願者が多数の場合は、ほか〇〇名と付記し、別紙として、全員分の住所、氏名、押印がされている連名書または同意書等を添付してください。
- 請願には必ず、議員1名以上の署名押印が必要（陳情の場合必要なし）です。
- 内容には、何をどの様に処理して欲しいか等具体的に明記してください。
- 意見書や要望書等の提出を求める場合は、その案文を必ず添付してください。
- 提出は、次期定例会のおよそ10日前までに提出をお願いします。
- その他、関係する書類等があれば添付してください。

<p>(表紙)【請願書の様式例】</p> <p>※特に様式に決まりはありませんが、明文中に記載された事項について明記の上、提出してください。</p> <p>〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)書</p> <p>紹介議員 氏 名 印 (陳情の場合は、紹介議員は不要)</p>	<p>(本文)</p> <p>1 件名 〇〇〇に関する請願(陳情)書 (内容を端的に表す件名を書く)</p> <p>2 請願(陳情)の趣旨 (請願(陳情)の目的を簡潔に書く)</p> <p>3 内容 (請願(陳情)の内容やどのような対応を希望するかを具体的に書く。なお、意見書等の提出の場合は意見書案文を添付し、提出先等を明記。)</p> <p>上記のとおり請願(陳情)いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>檜葉町議会議長 青木 基 様</p> <p>請願者 住所(県から記入) 氏名 印 電話番号</p>
--	--

## 平成30年6月定例会は、6月6日(水)から開会予定です。

【開会日は変更となる場合があります。予めご了承ください。】



### ● 場 所

檜葉町役場庁舎 3階 議場  
(檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6)

※議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。

### ◆ 傍聴の際守っていただくこと ◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないように設定してください。また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
  - 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - 飲食又は喫煙をしないこと。
  - みだりに席を離れないこと。
  - 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。